知財担当者が押えておきたい
商標の基礎と活用のツボ

商標権 ＝商標 + 指定商品/役務　の組み合わせ

商標

① 文字商標＝単純文字商標、デザイン化した文字商標
「文字」；既成の語、造語
② 図形商標　（ロゴなど）
③ 立体商標
④ 特殊商標　（音、動き、位置、ホログラム、色彩）

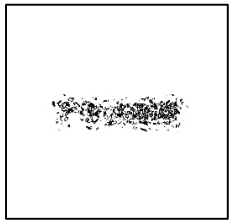
文字商標

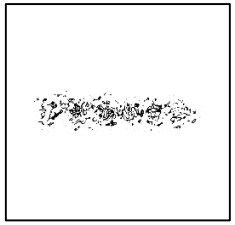
文字商標

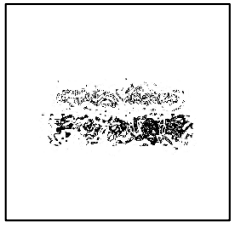
２段書き文字商標

２段書き文字商標

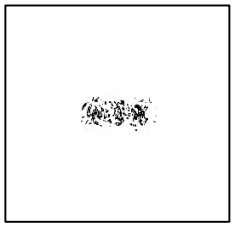
文字商標

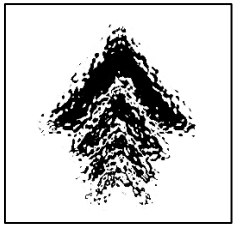
図形商標

←ハウスマーク商標

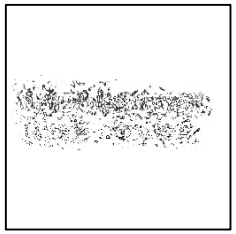

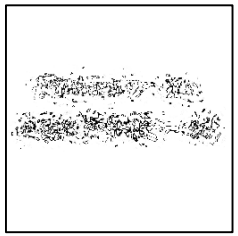

←ファミリーマーク商標
或いは、ペットネーム商標

商標権 ＝商標 + 指定商品/役務　の組み合わせ

指定商品/役務

- 審査基準は、国際条約に基づき統一された区分・商品・役務を和訳し、アレンジしたもの。
- １類～45類の区分に分けられている。
  区分は、特許庁に納める登録料・更新料の計算の基になる。
- 審査基準は、商取引等の変化に適合するように改正される。
  原則、出願時に施行されていたバージョンに従う。
- 審査基準は、商標出願する際に指定する商品/役務の記載例であって、
  この基準に挙がっているものを記載しなければならない、というものではない。
  出願人が自由に記載して出願することができる（但し、特許庁から不明確を理由に修正を求められることもある）

非鉄金属	（注）	nonferrous metals	０６Ａ０２

←包括的記載

審査基準［ 2, 6, 14 類］　国際分類表［ 2, 6, 14, 17 類］

アクチニウム	N	actinium	010018
アメリシウム	N	americium	010054
リチウム	N	lithium	010379
ルビジウム	N	rubidium	010466
レニウム	N	rhenium	010463

←個別的記載

同じ類似群コードが割り当てられている

［参考］類似と推定するアルファベット順一覧表掲載の表示

科学用ラジウム		radium for scientific purposes	010458
核分裂性化学元素		fissionable chemical elements	010180

6類非鉄金属及び合金、14類貴金属も06A02

鉄は06A01、化学品は01A01

指定商品 1～34類

第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品
第 3 類	洗浄剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第 10 類	医療用機械器具及び医療用品
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第 12 類	乗物その他移動用の装置
第 13 類	火器及び火工品
第 14 類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 15 類	楽器
第 16 類	紙、紙製品及び事務用品
第 17 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 18 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 19 類	金属製でない建築材料
第 20 類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第 21 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 22 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 23 類	織物用の糸
第 24 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 25 類	被服及び履物
第 26 類	裁縫用品
第 27 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 28 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 29 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 30 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 31 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第 32 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 33 類	ビールを除くアルコール飲料
第 34 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

指定役務35～45類

第 35 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 36 類	金融、保険及び不動産の取引
第 37 類	建設、設置工事及び修理
第 38 類	電気通信
第 39 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 40 類	物品の加工その他の処理
第 41 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 42 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 43 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 44 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 45 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

(111)登録番号 ：第
(151)登録日 ：平
(450)登録公報発行日 ：平
(260)公告番号 ：平
(442)公告日 ：平
(210)出願番号 ：商
(220)出願日 ：平
先願権発生日 ：平
更新申請日 ：平
(156)更新登録日 ：平
(180)存続期間満了日 ：今

商標(検索用) ：
(561)称呼（参考情報） ：

(732)権利者
氏名又は名称
住所又は居所

書換登録申請番号 ：書換
書換登録日 ：平成
旧類 ：6

法区分 ：平成１３年法改正
国際分類版表示 ：第８版
(500)区分数 ：4
(511)(512) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】

1 非鉄金属，非金属鉱物
06A02 06B01
2 塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉，塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉
06A02
6 鉄及び銅，非鉄金属及びその合金，金属鉱石
06A01 06A02 06B01
14 貴金属，宝玉の原石
06A02 06B01

(540) - 閉じる

1

拡大および回転

商標見本

公報に記載されている情報の意味は？

(111)登録番号 ：第
(151)登録日 ：平
(450)登録公報発行日 ：平
(441)公開日 ：平
(210)出願番号 ：商
(220)出願日 ：平
先願権発生日 ：平
更新申請日 ：平
(156)更新登録日 ：平
(180)存続期間満了日 ：令

商標(検索用) ：コ
(561)称呼（参考情報） ：コ

(732)権利者
氏名又は名称 ：
住所又は居所 ：

法区分 ：平成８年法
国際分類版表示 ：第７版
(500)区分数 ：1
(511)(512) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】
6 非鉄金属及びその合金
06A02

(540) - 閉じる

1

拡大および回転

商標見本

公報に記載されている情報の意味は？

権利の及ぶ範囲（＝抵触する範囲）

日本の商標権は、日本でしか効力が及ばない。

外国で事業を展開する場合は、その国で商標権を取得しておくのが安全。

日本	他の国（例えばマレーシア）
商標「A[illegible]」を登録 使用しても大丈夫	商標「A[illegible]」を登録していない 第三者が登録していると、侵害の責めを負う場合がある

注）中国では第三者に取得され、警告を受けるケースが多い。
注）外国への出願は、直接出願，パリ優先出願ルート，国際登録出願ルートがある。

商標は、先登録がなければ使用後でも自社/第三者が登録できる。

先使用の抗弁は、証拠の有効性が争われる、“周知性”の要件が必要であり、簡単でない

権利の及ぶ範囲（＝抵触する範囲）

		商標		
		同一	類似	非類似
商品/役務	同一	○	○	×
	類似	○	○	×
	非類似	×	×	×

① 商標の類似＝外観類似、称呼類似、観念類似で判断

色違い，フォントの違い、縦/横書き違い、カナ/アルファベットなど単純な表記違いは、社会通念上、同一の商標と判断されることが多い。

② 商品/役務 ＝原則、類似群コードで判断（コード同じ→類似）

類似群コードは、複数区分に跨る場合あり、商品と役務間にも類似推定規定あり

全類似群コードの商標の権利関係のイメージ

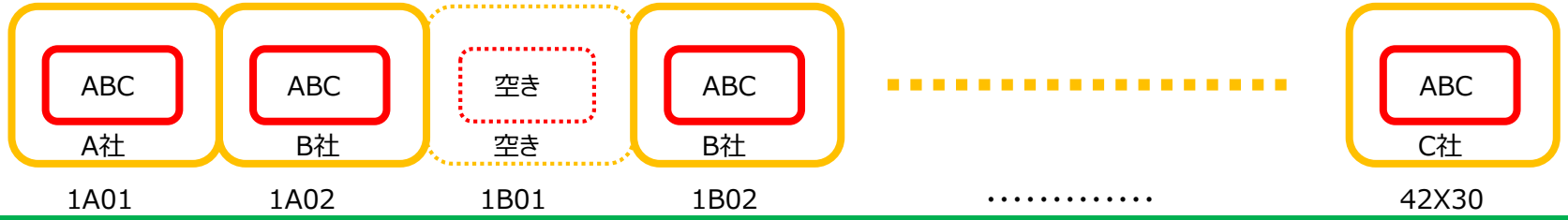

権利の及ぶ範囲（＝抵触する範囲）

行為（主なもの）

商品を指定している場合

・商品又は商品のパッケージに商標を付す行為
・商標を付した商品を、販売、レンタル、展示、輸入、輸出するなどの行為
・広告、価格表、取引書類に商標を付して頒布等する行為

役務を指定した場合

・サービスを受ける人が利用する物に商標を付す行為
・サービスを受ける人が利用する物に商標を付して、サービスを行う行為
・サービスの提供に使用する物に商標を付したものを役務の提供のために展示する行為
・サービスの提供に当たりサービスの提供を受ける人の当該サービスの提供に係る物に標章を付する行為
・ネット等により行う映像面を介したサービスの提供に当たりその映像面に商標を表示してサービスを提供する行為
・広告、価格表、取引書類に商標を付して頒布等する行為

権利が終了となるケース

① 更新しなかった場合（全商品・役務、一部の商品・役務）

※一部の場合は、商標権自体は存続。区分単位で更新/非更新できる。

② 不使用取消

３年以上、使用していない商品・役務に対して、第三者が請求した場合

③ 無効取消

第三者が無効審判を請求した場合

④ 異議申立て

第三者が異議申立てをした場合（但し、登録公報の発行から６カ月間）

⑤ 存続期間中の権利放棄